

(公 印 省 略)

分医発第2809号
令和6年9月12日

各 郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河 野 幸 治

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和6年8月14日から薬価基準の一部及び掲示事項等告示の一部が改正されるとともに、同日より関連する留意事項の適用が示された旨、別添のとおり日医通知がありましたので、貴会会員への周知方お願い申し上げます。

※日医HPメンバーズルーム中、医療保険「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載予定

日医発第1024号（保険）
令和6年9月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和6年8月14日付け令和6年厚生労働省告示第259号及び令和6年厚生労働省告示第260号をもって薬価基準、揭示事項等告示が改正され、同年8月15日から適用されました。（ただし、厚生労働省告示第259号の第2部及び第5部の改正規定号は、令和6年11月1日から適用）

これを受け、令和6年8月14日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和6年8月7日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬12品目、注射薬2品目、外用薬3品目）が、薬価基準の別表に第8部追補(4)として収載された。

- 〔
▶ 関連通知等：添付資料1中の厚生労働省告示第259号
添付資料2中の薬価基準告示（参考1）
▶ 品目の概要：添付資料3
〕

- (2) (1)のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

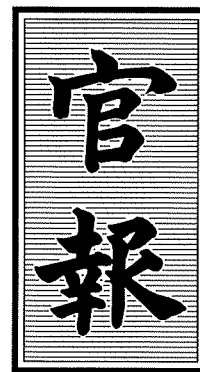
- ・ ファビハルタカプセル 200mg
- ・ ハイイーター錠 50mg
- ・ アビガン錠 200mg
- ・ 小児用レルベア 50 エリプタ 14 吸入用及び同 50 エリプタ 30 吸入用
- ・ ブイタマークリーム 1%

〔 ▶ 関連通知等：添付資料 2 中の記 3 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 6 年 8 月 14 日 号外第 190 号 抜粋）
 - ・ 厚生労働省告示第 259 号、260 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
(令和 6 年 8 月 14 日付け 保医発 0814 第 7 号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 新医薬品一覧表
(令和 6 年 8 月 7 日 中医協総会資料（総-2-1）抜粋)



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二五九)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示(同二六〇)

(同二六〇)

○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示(同二六一)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

令和五年度会計検査院共済組合の決算関係

算関係

三

二

五

四

一

地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

三三三
三四

告

示

○厚生労働省告示第二百五十九号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正し、令和六年八月十五日から適用する。ただし、同告示別表第二部及び第五部の改正規定については、同年十一月一日から適用する。

令和六年八月十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

第8部 追 補 (4)

(新設)

内 用 薬			薬 価 円
品 名	規 格	単 位	
<u>(あ)</u>			
アピガン錠200mg	200mg	1 錠	39,862.50
<u>(お)</u>			
オムジャラ錠100mg	100mg	1 錠	21,214.00
オムジャラ錠150mg	150mg	1 錠	31,821.00
オムジャラ錠200mg	200mg	1 錠	42,428.00
<u>(し)</u>			
ジャイパーカ錠50mg	50mg	1 錠	10,201.00
ジャイパーカ錠100mg	100mg	1 錠	19,465.80
ジintas錠50mg	50mg	1 錠	232.90
<u>(は)</u>			
ハイイータン錠50mg	50mg	1 錠	4,382.30
<u>(ふ)</u>			
ファビハルタカプセル200mg	200mg	1 カプセル	73,218.10
プリイピアクト錠25mg	25mg	1 錠	373.30
プリイピアクト錠50mg	50mg	1 錠	609.30
<u>(り)</u>			
リブテンシティ錠200mg	200mg	1 錠	37,536.20
注 射 薬			薬 価 円
品 名	規 格	単 位	
<u>(さ)</u>			
ザピセフタ配合点滴静注用	(2.5g)	1 瓶	16,111
<u>(せ)</u>			
セプーロチン静注用1000単位	1,000国際単位	1 瓶 (溶解液付)	558,108
<u>(め)</u>			
メトレレプチン皮下注用11.25mg「キエジ」	11.25mg	1 瓶	35,490
外 用 薬			薬 価 円
品 名	規 格	単 位	
<u>(し)</u>			
小児用レルベア50エリプタ14吸入用	14吸入	1 キット	2,367.40
小児用レルベア50エリプタ30吸入用	30吸入	1 キット	4,846.80
<u>(ふ)</u>			
ブイタマーケリーム1%	1%	1 g	300.80

○厚生労働省告示第 216 号
 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和六年八月十五日から適用する。

令和六年八月十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表第 1	第 1 部	内 用 薬 品	規 格 単 位	別表第 1	第 1 部	内 用 薬 品	規 格 単 位
		品名				品名	
		(あ)				(あ)	
		(略)				(略)	
		(割る)				アムロジピンOD錠10mg「フノー」	10mg 1錠
		(略)				(略)	
		(割る)				アムロジピン錠10mg「フノー」	10mg 1錠
		(い)～(れ)				(い)～(れ)	
		(略)				(略)	
		(割る)				アルガトロバン注射液10mg「SN」	10mg20mL 1管
		(い)～(れ)				(い)～(れ)	
		(略)				(略)	
		第 3 部・第 4 部				第 3 部・第 4 部	
		(略)				(略)	
		別表第 2				別表第 2	
		第 1 部～第 4 部				第 1 部～第 4 部	
		(略)				(略)	
		第 5 部				(新設)	
		追 補 薬 品	(1)				
		内 用 薬 品					
		(あ)					
		アムロジピンOD錠10mg「フノー」					
		10mg 1錠					
		アムロジピン錠10mg「フノー」					
		10mg 1錠					
		(い)					
		アルアミクス配合錠LD「三和」					
		1錠					
		(え)					
		エビナスチン塩酸塩錠10mg「CEO」					
		10mg 1錠					
		エビナスチン塩酸塩錠20mg「CEO」					
		20mg 1錠					
		(せ)					
		セフアレキシ錠250「日医工」					
		250mg 1錠					

保医発 0814 第 7 号
令和 6 年 8 月 14 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和6年厚生労働省告示第259号及び令和6年厚生労働省告示第260号をもって改正され、令和6年8月15日（ただし、令和6年厚生労働省告示第259号の第2部及び第5部の改正規定は、令和6年11月1日）から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬12品目、注射薬2品目及び外用薬3品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 3 3 9	3, 6 2 4	2, 0 6 8	2 6	1 3, 0 5 7

(4) 「薬価算定の基準について」(令和6年2月14日付け保医発0214第1号)第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目(注射薬2品目)について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(5) 効能変更等が承認された既収載品であって、「薬価算定の基準について」(令和6年2月14日付け保医発0214第1号)第3章第4節4に規定する要件に該当する既収載品(注射薬6品目)について、市場拡大再算定を適用し、薬価の改定を行ったものであること。

(6) (4)及び(5)による価格調整後又は改定後の薬価は、令和6年11月1日から適用されるものであり、それまでは従来薬価が適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 別表第1に記載され、令和6年10月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものとしている医薬品のうち、代替される医薬品への切替の未了等により、製薬企業から薬価基準への収載期間の延長依頼があった医薬品(内用薬2品目、注射薬1品目)について、別表第1から削除し、別表第2に記載することにより、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外する時期を令和7年4月1日以降へ変更するものであること。

(2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬12品目及び注射薬1品目)について、掲示事項等告示の別表第2に記載することにより、令和7年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(3) (1)により掲示事項等告示の別表第1に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	4 8	1 6	8	0	7 2

- (4) (1)及び(2)により掲示事項等告示の別表第2に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 8 9	1 5 3	4 3	0	3 8 5

- (5) アミヴィッド静注及びビザミル静注が薬価基準に記載されたため、当該医薬品(注射薬2品目)について、掲示事項等告示の別表第3から削除したものであること。

- (6) (5)により掲示事項等告示の別表第3に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	7	3 3	4 4

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ファビハルタカプセル 200mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「補体 (C5) 阻害剤による適切な治療を行っても、十分な効果が得られない場合に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間を記載すること。

(2) ハイイータン錠 50mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、MET 遺伝子エクソン 14 スキッピング変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、MET 遺伝子エクソン 14 スキッピング変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

(3) アビガン錠 200mg

本製剤は、重症熱性血小板減少症候群ウイルス感染症の治療を目的として使用した場合に限り、算定できるものであること。

(4) 小児用レルベア 50 エリプタ 14 吸入用及び同 50 エリプタ 30 吸入用

本製剤は、既に薬価収載後1年以上経過している「レルベア 100 エリプタ 14 吸入用、同 100 エリプタ 30 吸入用、同 200 エリプタ 14 吸入用及び同 200 エリプタ 30 吸入用」(以下「既収載品」という。)と有効成分が同一であり、今般、既収載品にお

いて小児における用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要な製剤として承認された医薬品であることから、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)は適用されないものであること。

(5) ブイタマークリーム1%

- ① 本製剤を「アトピー性皮膚炎」に用いる場合は、用法及び用量に関連する注意において「症状が改善した場合には継続投与の必要性について検討し、漫然と長期にわたって使用しないこと。」及び「治療開始8週間以内に症状の改善が認められない場合は、使用を中止すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤を「尋常性乾癬」に用いる場合は、用法及び用量に関連する注意において「症状が改善した場合には継続投与の必要性について検討し、漫然と長期にわたって使用しないこと。」及び「治療開始12週間以内に症状の改善が認められない場合は、使用を中止すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

4 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(令和4年11月15日付け保医発1115第9号)の記の4の(7)を次のように改める。

(7) メンクアッドフィ筋注

本製剤は、エクリズマブ(遺伝子組換え)、ラブリズマブ(遺伝子組換え)、スチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコプラシブ、ジルクオランナトリウム、ダニコパン、クロバリマブ(遺伝子組換え)又はイプタコパン塩酸塩水和物投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるため、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること(同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。)

- (2) 「薬価基準の一部改正について」(平成4年8月28日付け保医発第123号)の記の4の(5)を次のように改める。

(5) ニューモバックスNPシリンジ

本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」、「スチムリマブ(遺伝子組換え)投与患者に使用した場合」、「ペグセタコプラシブ投与患者に使用した場合」又は「イプタコパン塩酸塩水和物投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコプラシブ又はイプタコパン塩酸塩水和物の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること(同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコプラシブ又はイプタコパン塩酸塩水和物の投与が確認できる場合を除く。)

く。)

(3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和5年8月29日付け保医発0829第6号）の記の4の(5)を次のように改める。

(5) アクトヒブ

本製剤は、ペグセタコプラン又はイプタコパン塩酸塩水和物投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、ペグセタコプラン又はイプタコパン塩酸塩水和物の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてペグセタコプラン又はイプタコパン塩酸塩水和物の投与が確認できる場合を除く。)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 アピガン錠200mg	ファビピラビル	200mg 1錠	39,862.50
2	内用薬 オムジャラ錠100mg	モメロチニブ塩酸塩水和物	100mg 1錠	21,214.00
3	内用薬 オムジャラ錠150mg	モメロチニブ塩酸塩水和物	150mg 1錠	31,821.00
4	内用薬 オムジャラ錠200mg	モメロチニブ塩酸塩水和物	200mg 1錠	42,428.00
5	内用薬 ジャイパーカ錠50mg	ビルトブルチニブ	50mg 1錠	10,201.00
6	内用薬 ジャイパーカ錠100mg	ビルトブルチニブ	100mg 1錠	19,465.80
7	内用薬 ジintas錠50mg	ヒスチジン亜鉛水和物	50mg 1錠	232.90
8	内用薬 ハイイータン錠50mg	グマロンチニブ水和物	50mg 1錠	4,382.30
9	内用薬 ファビハルタカプセル200mg	イブタコバン塩酸塩水和物	200mg 1カプセル	73,218.10
10	内用薬 ブリエピアクト錠25mg	ブリーバラセタム	25mg 1錠	373.30
11	内用薬 ブリエピアクト錠50mg	ブリーバラセタム	50mg 1錠	609.30
12	内用薬 リブテンシテイ錠200mg	マリバビル	200mg 1錠	37,536.20
13	注射薬 ザピセフタ配合点滴静注用	アピバクタムナトリウム・セフタジジム水和物	(2.5g) 1瓶	16,111
14	注射薬 セプーロチン静注用1000単位	乾燥濃縮人プロテインC	1,000国際単位 1瓶 (溶解液付)	558,108
15	注射薬 メトレレブチン皮下注用11.25mg「キエジ」	メトレレブチン (遺伝子組換え)	11.25mg 1瓶	35,490
16	外用薬 小児用レルベア50エリブタ14吸入用	ピランテロールトリフェニル酢酸塩/フルチカゾンフランカルボン酸エステル	14吸入 1キット	2,367.40
17	外用薬 小児用レルベア50エリブタ30吸入用	ピランテロールトリフェニル酢酸塩/フルチカゾンフランカルボン酸エステル	30吸入 1キット	4,846.80
18	外用薬 ブイタマーククリーム1%	タピナロフ	1% 1g	300.80

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和6年11月1日より適用）

(単位：円)

医薬品コード	品名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
4490409G1022	アドトラーザ皮下注150mgシリンジ	150mg1mL1 筒	29,295	24,182
2290403G1025	テゼスパイア皮下注 210mg シリンジ	210mg1.91mL1 筒	176,253	169,058
2290403G2021	テゼスパイア皮下注 210mg ペン	210mg1.91mL1 キット	178,182	170,987
4490405G3027	デュピクセント皮下注 200mg シリンジ	200mg1.14mL1 筒	43,320	39,549
4490405G1024	デュピクセント皮下注 300mg シリンジ	300mg2mL1 筒	61,523	53,493
4490405G2020	デュピクセント皮下注 300mg ペン	300mg2mL1 キット	61,714	53,659
4490410G2021	イブグリース皮下注 250mg オートインジェクター	250mg 2 mL 1 キット	61,520	50,782
4490410G1025	イブグリース皮下注 250mg シリンジ	250mg 2 mL 1 筒	61,520	50,782

(参考3)

揭示事項等告示(削除)

別表第1 (令和6年9月30日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬 局 アムロジピンOD錠10mg「フソー」	アムロジピンベシル酸塩	10mg1錠
2	内用薬 局 アムロジピン錠10mg「フソー」	アムロジピンベシル酸塩	10mg1錠
3	注射薬 アルガトロバン注射液10mg「SN」	アルガトロバン水和物	10mg20mL1管

揭示事項等告示

別表第2 (令和7年3月31日まで)

No	薬価基準名		成分名	規格単位
1	内用薬	局 アムロジピンOD錠10mg「フソー」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
2	内用薬	局 アムロジピン錠10mg「フソー」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
3	内用薬	局 イルバミクス配合錠LD「三和」	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠
4	内用薬	エビナスチン塩酸塩錠10mg「CEO」	エビナスチン塩酸塩	10mg 1錠
5	内用薬	エビナスチン塩酸塩錠20mg「CEO」	エビナスチン塩酸塩	20mg 1錠
6	内用薬	セファレキシシン錠250「日医工」	セファレキシシン	250mg 1錠
7	内用薬	トアラセット配合錠「共創未来」	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン	1錠
8	内用薬	乳酸カルシウム「ケンエー」	乳酸カルシウム水和物	10g
9	内用薬	マドパー配合錠	レボドパ・ベンセラジド塩酸塩	1錠
10	内用薬	ミルタザピン錠15mg「共創未来」	ミルタザピン	15mg 1錠
11	内用薬	ミルタザピン錠30mg「共創未来」	ミルタザピン	30mg 1錠
12	内用薬	局 リン酸コデイン散1%「ホエイ」	コデインリン酸塩水和物	1% 1g
13	内用薬	局 リン酸コデイン錠5mg「VTRS」	コデインリン酸塩水和物	5mg 1錠
14	内用薬	局 リン酸ジヒドロコデイン散1%「ホエイ」	ジヒドロコデインリン酸塩	1% 1g
15	注射薬	アルガトロバン注射液10mg「SN」	アルガトロバン水和物	10mg20mL 1管
16	注射薬	メトレレブチン皮下注用11.25mg「シオノギ」	メトレレブチン (遺伝子組換え)	11.25mg 1瓶

揭示事項等告示 (削除)

別表第3

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 注射薬	アミヴィッド静注	フロルベタビル (¹⁸ F)	370MBq1瓶
2 注射薬	ビザミル静注	フルテメタモル (¹⁸ F)	185MBq1瓶

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和4年11月15日付け保医発1115第9号）の記の4の(7)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(7) メンクアッドフィ筋注</p> <p>本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラン、ジルコプランナトリウム、ダニコパン、<u>クロバリマブ（遺伝子組換え）</u>又は<u>イプタコパン塩酸塩水和物</u>投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。）。</p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(7) メンクアッドフィ筋注</p> <p>本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラン、ジルコプランナトリウム、ダニコパン又は<u>クロバリマブ（遺伝子組換え）</u>投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるもので、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。）。</p>

◎「薬価基準の一部改正について」（平成4年8月28日付け保険発第123号）の記の4の(5)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) ニューモバックス NP シリンジ</p> <p>本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」、「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」、<u>「ペグセタコプラシム投与患者に使用した場合」</u>又は<u>「イブタコパン塩酸塩水和物投与患者に使用した場合」</u>に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ（遺伝子組換え）、<u>ペグセタコプラシム又はイブタコパン塩酸塩水和物投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラシム又はイブタコパン塩酸塩水和物の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラシム又はイブタコパン塩酸塩水和物の投与が確認できる場合を除く。）。</u></p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) ニューモバックス NP シリンジ</p> <p>本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」、「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」<u>又は「ペグセタコプラシム投与患者に使用した場合」</u>に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ（遺伝子組換え）<u>又はペグセタコプラシム投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラシムの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラシムの投与が確認できる場合を除く。）。</u></p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和5年8月29日付け保医発0829第6号）の記の4の(5)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) アクトヒブ</p> <p>本製剤は、<u>ペグセタコプラ</u><u>ン又はイプタコパン塩酸塩水和物</u>投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、<u>ペグセタコプラ</u><u>ン又はイプタコパン塩酸塩水和物</u>の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてペグセタコプラ<u>ン又はイプタコパン塩酸塩水和物</u>の投与が確認できる場合を除く。）。</p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) アクトヒブ</p> <p>本製剤は、ペグセタコプラン投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、ペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。</p>

中医協 総-2-1
6 . 8 . 7

新医薬品一覧表(令和6年8月15日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	ブリアビアク錠25mg ブリアビアク錠50mg	25mg1錠 50mg1錠	ユーシービージャパン株式会社	ブリーバラセタム	新有効成分含有医薬品	373.30円 609.30円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	内113	抗てんかん剤(てんかん患者の部分発作(二次性全般化発作を含む))	3
2	ジンタス錠50mg	50mg1錠	ノーベルファーマ株式会社	ヒステジン亜鉛水和物	新有効成分含有医薬品	232.90円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	小児加算A=5% 新薬創出等加算	内322	無機質製剤(低亜鉛血症)	5
3	ファビハルタカプセル200mg	200mg1カプセル	ノバルティス ファーマ株式会社	イブタコバン塩酸塩水和物	新有効成分含有医薬品	73,218.10円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	内399	他に分類されない代謝性医薬品(発作性夜間ヘモグロビン尿症)	7
4	オムジャラ錠100mg オムジャラ錠150mg オムジャラ錠200mg	100mg1錠 150mg1錠 200mg1錠	グラクソ・スミスクライン株式会社	モメロチニブ塩酸塩水和物	新有効成分含有医薬品	21,214.00円 31,821.00円 42,428.00円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	内429	その他の腫瘍用薬(骨髄線維症)	9
5	ジャイパーカ錠50mg ジャイパーカ錠100mg	50mg1錠 100mg1錠	日本イーライリリー株式会社	ピルトブルチニブ	新有効成分含有医薬品	10,201.00円 19,465.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=10% 新薬創出等加算	内429	その他の腫瘍用薬(他のBTK阻害剤に抵抗性又は不耐容の再発又は難治性のマンデル細胞リンパ腫)	11
6	ハイイータン錠50mg	50mg1錠	海和製薬株式会社	ゲマロンチニブ水和物	新有効成分含有医薬品	4,382.30円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	内429	その他の腫瘍用薬(MET遺伝子エクソン14スキッピング変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌)	13
7	アピガン錠200mg	200mg1錠	富士フイルム富山化学株式会社	ファビピラビル	新効能医薬品、新用量医薬品	39,862.50円	原価計算方式	市場性加算(Ⅰ)A=10% 加算係数 1.0 新薬創出等加算	内625	抗ウイルス剤(重症熱性血小板減少症候群ウイルス感染症)	15
8	リブテンシテ錠200mg	200mg1錠	武田薬品工業株式会社	マリバビル	新有効成分含有医薬品	37,536.20円	原価計算方式	有用性加算(Ⅰ)A=40% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 加算係数 0.6 新薬創出等加算	内625	抗ウイルス剤(臓器移植(造血幹細胞移植も含む)における既存の抗サイトメガロウイルス療法に難治性のサイトメガロウイルス感染症)	17
9	ザビセフタ配合点滴静注用	(2.5g)1瓶	ファイザー株式会社	アピバクタムナトリウム/セフトンジム水和物	新有効成分含有医薬品、新医療用配合剤	16,111円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅰ)A=35% 新薬創出等加算	注613	主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの(〈適応菌種〉本剤に感性の大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、インフルエンザ菌、緑膿菌〈適応症〉敗血症、肺炎、膀胱炎、腎盂腎炎、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、肝膿瘍)	19
10	セブーロチン静注用1000単位	1,000国際単位1瓶(溶解液付)	武田薬品工業株式会社	乾燥濃縮人プロテインC	新有効成分含有医薬品	558,108円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 小児加算A=15% 新薬創出等加算	注634	血液製剤類(先天性プロテインC欠乏症に起因する次の疾患の治療及び血栓形成傾向の抑制 ○静脈血栓塞栓症 ○電撃性紫斑病)	21
11	小児用レルベア50エリプタ14吸入用 小児用レルベア50エリプタ30吸入用	14吸入1キット 30吸入1キット	グラクソ・スミスクライン株式会社	ビランテロールトリフェニル酢酸塩/フルチカゾンフランカルボン酸エステル	新医療用配合剤	2,367.40円 4,846.80円	規格間調整	小児加算A=10% 新薬創出等加算	外229	その他の呼吸器官用薬(気管支喘息(吸入ステロイド剤及び長時間作用型吸入β ₂ 刺激剤の併用が必要な場合))	23

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
12	ブイタマークリーム1%	1%1g	日本たばこ産業株式会社	タピナロフ	新有効成分含有医薬品	300.80円	類似薬効比較方式(I)	新薬創出等加算	外269	その他の外用薬(アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬)	25

	品目数	成分数
内用薬	12	8
注射薬	2	2
外用薬	3	2
計	17	12